（略）	（略）
第二百十四条第二項	
（略）	（略）
法第五十条第十号から第十二号まで及び第五十二条第二項第一号	法第五十九条第七号及び第八号並びに法第六十条において準用する法第五十二条第二項第一号
（略）	（略）
第二百十八条の二	
医薬品（法第五十二条第二項に規定する厚生労働省令で定める医薬品に限る。以下この条において同じ。）	医薬部外品
法第五十二条第二項各号	法第六十条において準用する法第五十二条第二項各号
二項医薬品注意事項等情報	医薬部外品注意事項等情報
医薬品であつて	医薬部外品であつて
法第五十二条第二項	法第六十条において準用する法第五十二条第二項
（略）	（略）
（略）	（略）

（準用）

第二百二十一条の三　化粧品については、第二百十一条第一項及び第二項、第二百十三条第一項、第二百十四条第一項及び第二項、第二百十七条第一項、第二百十八条並びに第二百十八条の二（第二項第二号を除く。）から第二百十八条の二の四まで（同条第一項の表に係る部分を除く。）の規定を準用する。

2　前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二百十一条第一項	（略）
第二百十一条第二項	法第五十条各号
（略）	（略）
第二百十四条第二項	（略）
法第五十条第十号から第十二号まで及び第五十二条第二項第一号	法第六十一条第四号及び法第六十二条において準用する法第五十二条第二項第一号
（略）	（略）

（略）	（略）
第二百十四条第二項	
（略）	（略）
法第五十条第十号から第十二号まで、第五十二条第一項第一号及び第二項並びに第五十二条の二	法第五十九条第七号及び第八号並びに法第六十条において準用する法第五十二条第一項第一号
（略）	（略）
第二百十八条の二	
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
医薬品	医薬部外品
法第五十二条第一項	第六十条において準用する法第五十二条第一項
（略）	（略）
（略）	（略）

（準用）

第二百二十一条の三　化粧品については、第二百十一条、第二百十三条（第二項を除く。）、第二百十四条、第二百十七条第一項、第二百十八条及び第二百十八条の二（第二項第二号を除く。）から第二百十八条の二の四まで（同条第一項の表に係る部分を除く。）の規定を準用する。

2　前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二百十一条	（略）
（新設）	（新設）
（略）	（略）
第二百十四条第二項	（略）
法第五十条第十号から第十二号まで、第五十二条第一項第一号及び第二項並びに第五十二条の二	法第六十一条第四号及び法第六十二条において準用する法第五十二条第一項第一号
（略）	（略）